

令和2年1月15日

## 令和元年度「独立行政法人等非識別加工情報」に関する提案の募集の公示

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（平成29年個人情報保護委員会規則第2号。以下「独法等非識別加工情報提供規則」という。）第3条第2項及び国立大学法人鹿屋体育大学における独立行政法人非識別加工情報の提供に関する規程（平成29年規程第10号）の規定により、令和元年度「独立行政法人等非識別加工情報」に関する提案の募集について、以下のとおり公示します。

### 1 趣旨

独立行政法人等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲において、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第44条の5の規定により、国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）が保有する個人情報を加工して作成する独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

### 2 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる個人情報ファイルは、本学のホームページに掲載されている「個人情報ファイル簿（PDF）」において、「国立大学法人鹿屋体育大学における独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規程第6条の提案を受けるファイルに該当する」と示してあるものに限りません。

◇鹿屋体育大学公式ホームページ

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/disclosure/privacy.html>

### 3 提案の主体（提案者の要件）

独立行政法人等非識別加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません（注1）。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。ただし、法第44条の6の規定により、次に掲げる①から⑦まで（欠格事由）のいずれかに該当する者は提案できません（注2）。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 未成年者</li><li>② 精神の機能の障害により行政機関非識別加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（注3）</li><li>③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</li><li>④ 禁固以上の刑に処せられ、又は法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</li><li>⑤ 法第44条の14の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者</li><li>⑥ 行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により同法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構</li></ul> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

成するものに限る。)の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者  
⑦法人その他の団体であって、その役員のうち上記①から⑥までのいずれかに該当する者があるもの

(注1) 代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案して下さい。

(注2) 上記に掲げる①から⑦までのいずれかに該当する者のほか、法第2条第11項の規定により、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)も提案することはできません。

(注3) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律37号)の施行に伴い、従前の欠格事由でもある「成年被後見人又は被保佐人」という形式的要件に該当していた方であっても、独法等非識別加工情報提供規則に定める「精神の機能の障害により独立行政法人等非識別加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に該当しない限り、本制度に基づく提案を行い、審査を受けることができます。

#### 4 募集期間

令和2年2月3日(月)8時30分から令和2年3月13日(金)17時まで

#### 5 提案の方法

##### (1) 提出書類

提案に当たっては、下記書類(以下「提案書類」という。)を提出して下さい。

##### ◆ 提案書類

###### ① 提案書

独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書  
(独法等非識別加工情報提供規則 別記様式第1) [注1]

###### ② 添付書類

誓約書(上記3の①から⑥までに該当しないことを誓約する書面)  
(独法等非識別加工情報提供規則 別記様式第2)

独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面

提案をする者の本人確認書類 [注2]

委任状(代理人の権限を証する書面) [注3]

その他国立大学法人鹿屋体育大学長が必要と認める書類

[注1] 法第44条の12第1項の規定により、既作成の独立行政法人等非識別加工情報について、当初提案をした者以外の者が新たに利用する場合、及び当該独立行政法人等非識別加工情報の提供を受けた事業者が利用目的を変更する場合や利用期間を延長する場合には、「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書(独法等非識別加工情報提供規則 別記様式第6)」を提出して下さい。  
提案の方法、審査及び契約に係る手続については、当初の提案の場合に準じます。

[注2] 提案をする者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しを添付して下さい。提案する者が法人その他の団体である場合は、

登記事項証明書や印鑑登録証明書（提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。）等を添付して下さい。なお、やむを得ない事由により前述の書類を添付できない場合にあつては、当該提案をする者が本人であることを確認するため本学が適当と認める書類を添付して下さい。

[注3] 代理人による提案をする場合に限りです。

## (2) 提案書類の請求・提出方法

### ① 提案書類の請求・提出先

〒891-2393  
鹿児島県鹿屋市白水町1番地  
国立大学法人鹿屋体育大学総務課広報係  
TEL: 0994-46-4818  
E-mail: kouhou@nifs-k.ac.jp

### ② 提案書類の提出方法

- 持参 募集期間内の平日の8時30分から17時15分まで  
(最終日は17時00分まで)
- 郵送(信書)便 締切日の消印有効

### ③ 提出部数

- 各様式2部

## 6 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- ① 提案者が法第44条の6(欠格事由)各号のいずれにも該当しないこと。
- ② 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数が、独立行政法人等非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ③ 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いるための加工方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして独法等非識別加工情報提供規則第10条で定める基準に適合するものであること。
- ④ 独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ⑤ 利用期間が事業の目的内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- ⑥ 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該独立行政法人等非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- ⑦ 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を作成する場合に、本学の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。

## 7 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

## 8 独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに同封する「独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書（独法等非識別加工情報提供規則別記様式第4）」及び契約の締結に関する書類（契約書2通）に必要事項を記入して提出することにより、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、審査結果通知書に理由を付してその旨を通知します。

## 9 留意事項

- ①提案者は、提案書類の提出をもって、この公示の記載内容を承諾したものとします。
- ②本学からの審査結果通知書等の送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- ③提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- ④本学が作成・提供した独立行政法人等非識別加工情報の著作権は、本学に帰属します。
- ⑤独立行政法人等非識別加工情報の利用は契約に基づくものであり、行政不服審査法（平成26法律第68号）の対象外となります。
- ⑥提案書類の返却は行いません。

## 10 提案に関する連絡先

提案の手續等について不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせ下さい。  
なお、相談内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

◇ 提案に関する連絡先

〒891-2393  
鹿児島県鹿屋市白水町1番地  
国立大学法人鹿屋体育大学総務課広報係  
TEL: 0994-46-4818  
E-mail: kouhou@nifs-k.ac.jp